

2025 年 10 月

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象期間： 2024 年 10 月 1 日～2025 年 9 月 30 日)

記

1. 派遣労働者の数 0 人 (2025 年 9 月 30 日現在)
2. 派遣先事業所数 0 社 (2025 年 9 月 30 日現在)
3. 派遣料金の 1 人あたりの平均額 0 円 (派遣実績なし)
4. 派遣労働者の賃金の平均額 0 円 (派遣実績なし)
5. マージン率 0.0%
6. マージン率に含まれる費用
 社会保険料・福利厚生費・教育研修費・運営費・営業利益
7. 労使協定を締結しているか否かの別 締結している
 ・協定書の有効期間終期： 2026 年 7 月 12 日
 ・協定労働者の範囲： すべての派遣労働者
8. 教育訓練に関する事項
 新規採用者訓練・ビジネスマナー研修・操船訓練

以上

株式会社 REGULUS MARINE

許可番号 派 14-303422